

横浜市資事指令第12号  
令和6年1月1日

許可番号 第05620124116号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号大名古屋ビルヂング

氏名 株式会社 ジー・イーテクノス  
代表取締役 大久保 卓也 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 山中 竹春

許可の年月日

令和3年1月1日

許可の有効年月日

令和7年12月31日



### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上4種類

(2) 混練：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん 以上13種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地  
神奈川県横浜市神奈川区恵比須町8番地

#### 処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (1,140 t/日)

設置年月日：平成17年12月26日 許可年月日：平成17年11月2日

許可番号：10263

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類

(2) 混練施設 1基 (892.8 m<sup>3</sup>/日)

設置年月日：令和5年12月13日

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん 以上13種類

### 3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、3,185.26m<sup>3</sup>以内とする。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年1月1日 新規許可

令和 3 年 1 月 1 日 更新許可

令和 6 年 1 月 1 日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

再複写無効